

ワールドカップと道路占用

(その2)

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

「要するに、道路は一般交通のためのものだけれども、その本来の機能を損なわない範囲で、物を設置するような方法による道路の継続的な使用を認めることが道路占用許可なんですよね。」

渡邊課長

「ま、簡単にいうとそんなところかな。ただ、道路本来の機能を損なわない範囲という判断がなかなか難しいんだ。せっかく新しい六法を買ったようだから、一応、道路法第三十二条をみておこう。」

※道路法第三十二条第一項

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を

受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

渡邊課長

「ここに限定的に列挙されているものについては、一定の基準を満たすものである限り道路占用許可を与えることができる。逆に言えば、ここに書かれていないものは占用が認められない

ということだ。当たり前のことだが、占用許可

の事務に携わる者としては、まず第一に、申請のあった物件が占用許可の対象となり得るものかどうか判断しないといけない。当該物件が占用許可の対象となり得るかどうかということ、仮に「占用物件該当性」と呼ぶことにすると、この「占用物件該当性」の判断が入口のところで本当に大事なことなんだよ。」

坂上係員

「ふーん、まず最初に占用物件該当性を判断するわけですね。」

渡邊課長

「そう言えば、この前、坂上さんが言ってたW杯のバナー広告や横断幕は、占用物件該当性があると言えるのかな?」

坂上係員

「えーっと、道路法第三十二条第一項だと、電柱、電線、水管、下水道管、鉄道、地下街、露店……ちよつと違うな。じゃ、七号の「政令で定めるもの」かも知れないから、道路法施行令第七条をみると……。あつ、これですね。第一号の「看板、旗ざお、幕、アーチ」かしら?」

※道路法施行令第七条第一号

法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

渡邊課長

「よくできました。」

坂上係員

「そういえば、よく外国の要人が来日したときとか街灯にその国の国旗が掛かっていたり、あと横断歩道橋なんかにも交通安全の横断幕みたいなものが掛かっているけど、あれと同じなのかな?」

渡邊課長

「占用物件該当性ということからすれば、どれも道路法施行令第七条第一号に該当することになる。」

坂上係員

「そうすると、私も道路占用許可を受ければ街路樹や街灯にバナー広告を掛けて日本の応援ができるんだ。」

渡邊課長

「そこが簡単に行かないのが占用許可なんだ。占用物件該当性のあるものについては、次に法令や通達による許可基準に適合するかどうかを判断しなければいけない。」

坂上係員

「二番目に、許可基準適合性を判断するわけですね。」

渡邊課長

「それでは、看板等の路上広告物の占用許可基準を定めた通達※をみてみよう。看板等の路上広告物の占用許可については、一定の物件を除いて、占用場所、設置の方法、構造等について基準があるんだ。信号機や道路標識の妨げになつたり、道路の有効幅員を狭めたり、車を運転している人に無用な心理的緊張を与えたりしないようにという趣旨で定められているわけだ。」

※「指定区間内の一般国道における路上広告物の占用許可基準について」

(昭和四四年八月二〇日建設省道政発第五二号 道路局長通達)

坂上係員

「そうですね、自動車の運転中って、歩行者や他の自動車、信号機や道路標識、注意しなくちゃいけないことが沢山あって緊張の連続。信号や標識、歩行者の視認性を妨げるような看板の占用を認めてはまずいですよね。」

渡邊課長

「そうだね、色やデザインについても、風雨・地震等に耐えられるもので公衆に危害を与えるおそれのないこと、構造・色彩等が信号機や道路標識に類似していないこと、地色は原則として白色又は淡色に限ること等の制限がある。国や地方公共団体が公共的目的をもって設置する

ものであれば、この通達自身が適用除外として
いるから、このような許可基準は問題にならない
けれど、W杯のバナー広告や横断幕は、通達を
そのまま読む限り、占用を認めるのは難しい感
じだね。」

坂上係員

「うーん、それじゃあ私が韓国で見たような鮮やかな配色のW杯のバナー広告は日本の道路には付けられないってことですね。納得できる気もするけど、なんだか寂しいな。課長、ホントに許可できないんですか?」

渡邊課長

「そう結論を急ぎなさんな。道路管理者として道路占用許可を判断するに際しては、必ず、道路の構造又は交通の支障ということに立ち戻って考えないといけない。W杯のバナー広告や横断幕は一切占用は認めないということでは本当にいいんだろうか。次回、もう一度検討してみよう。」

〈登場人物について〉

渡邊課長

四一歳。長年道路管理事務を担当し、今年四月、道路管理課長として着任。

坂上係員

二三歳。今年三月、女子大を卒業したばかりの新人。渡邊課長の下、道路占用事務を担当。